

普通預金規定(BANK)

「普通預金規定(BANK)」(以下「この規定」といいます。)は、当行のBANK(BANK支店を含む、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下「当店」といいます。)で開設される普通預金についての当行の取扱いを記載したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、当店以外の当行の本支店で開設される普通預金に適用される「普通預金規定(通帳式)」の適用はありません。

1. (預金の取引方法)

この預金は、次の場合に本店と取引を行うことができます。

- ①インターネットバンキングの利用による取引の場合
- ②当行所定のキャッシュカード(Visa デビット機能が付帯されたものも含み、以下「カード」といいます。)の利用による取引の場合
- ③当行本支店の窓口における取引の場合
- ④その他、当行所定の方法による取引の場合

2. (通帳等)

この預金については、通帳・証書等は発行いたしません。当行所定の期間内における残高と入出金明細を当行所定のウェブサイト上にて一覧で確認することができます。入出金明細の照会結果については、当行所定のファイル形式により所定の端末機器等にダウンロードすることができます。

3. (現金および証券類の受入れ)

- (1) この預金については、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入はできません。
- (2) この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はいたしません。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記録を取り消します。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。
- (2) この預金は、カードを利用してCD・ATMにより現金での払戻しを行うことができます。
- (3) この預金口座は、当行のデビットカード取引システムの決済口座および当行が別途指定する公共料金等の自動支払いの口座として利用することができます。

6. (CD・ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりCD・ATMによる取扱いができない場合、または通信障害等によりインターネットバンキングによる取扱いができない場合など、当行がやむをえないものと認める場合には、

「あおぞらキャッシュカード規定」の5.に定める取扱いのほか、当行所定時間内に限り、当行がC D・A T M故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当店以外の当行本支店の窓口で当行所定の方法によりこの預金の払戻しをすることができます。

- (2)前記(1)によるこの預金の払戻しをする場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に署名して提出のうえ、当行所定の方法により届出のカードの暗証番号（デビット取引用の暗証番号ではありません。以下「暗証」といいます。）を入力する等当行が別途指定する手続を行ってください。当行が入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認する等B A N K取引規定4（3）に定める手続により相当の注意をもって、本人確認を行い、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受け付けて取り扱いましたうへは、本人確認に供された情報および確認事項（暗証も含まれますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、そのために生じた損害については、別途定める場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。
- (3)前記(2)の手続において、当行は、この預金の払戻しをするにつき正当な権限を有することを確認するために当行が別途指定する手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

7.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定のウェブサイトに表示する毎日の普通預金の残高に応じて適用される普通預金の利率によって当行所定の方法で計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
- ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の準用)

(1) この規定に定めのない事項については、当行の「BANK取引規定」「あおぞらインターネットバンキング規定」「あおぞらキャッシュカード規定」「あおぞらキャッシュカード・プラス (Visa デビット) 規定」「振込規定」およびその他の取引関連諸規定により取扱います。

(2) この規定において定義のない用語で、前記(1)の各規定中に定義のある用語については、文脈上別義であることが明白である場合を除き、この規定でもかかる定義と同様に定義された意味を有するものとします。

10. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

11. (準拠法・管轄)

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2025 年 4 月 1 日